

「悪質商法追放キャンペーン」「契約・解約トラブルなんでも110番」 「消費者安全フェア」の実施について

<目的>

国（消費者庁）が主唱している5月の「消費者月間」に併せて、消費者被害の未然防止を図り、紛争解決と救済の一助となることを目的に、「悪質商法追放キャンペーン」、「契約・解約トラブルなんでも110番」「消費者安全フェア」を下記のとおり実施します。

平成26年度消費者月間 全国統一テーマ
「つながろう消費者 ～安全・安心なくらしのために～」

1 「悪質商法追放キャンペーン」

- (1) 日 時
平成26年5月17日（土）午後1時～2時
- (2) 場 所
香林坊アトリオ前
- (3) 主催団体
金沢弁護士会消費者問題対策委員会
消費者団体：石川県婦人団体協議会 金沢市校下婦人会連絡協議会
(8団体) J A石川県女性組織協議会 石川県漁協女性部
石川県生活協同組合連合会 石川県生活学校連絡会
石川県生活研究グループ協議会 消費者支援ネットワークいしかわ
石川県司法書士会
石川県警察本部生活環境課
金沢市人権女性政策推進課・金沢市近江町消費生活センター
石川県県民生活課・石川県消費生活支援センター
- (4) 内 容
通行人への呼びかけ及び啓発グッズの配布

2 「契約・解約トラブルなんでも110番」

- (1) 日 時
平成26年5月19日（月）午前10時～12時、午後1時～3時
- (2) 場 所
石川県消費生活支援センター（金沢市戸水2-30）TEL（076）267-6110
- (3) 主 催
金沢弁護士会消費者問題対策委員会、石川県消費生活支援センター
- (4) 内 容
(ア) 受付対象者 一般消費者（商品又は権利を購入する者及び役務の提供を受ける者で、これらを営業のため若しくは業として行うものを除く。）
(イ) 相談内容 契約・解約に関する相談、消費生活全般
(ウ) 受付体制 弁護士3名、消費生活相談員3名
(エ) 受付方法 電話又は面接で受付
(オ) 相談料 無 料

3 「消費者安全フェア」

- (1) 日 時
平成26年5月16日（金）～30日（金） 午前10時～午後8時（最終日30日は午後3時まで）
- (2) 場 所
石川県庁舎19階展望ロビー
- (3) 主 催
石川県消費生活支援センター
- (4) 内 容
消費者安全（消費者トラブル）及び製品安全情報のパネル展示